役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

（目的及び意義）

第１条　この規程は、社会福祉法人福寿会（以下「この法人」という。）の定款第９条及び第２３条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいう。

（２）評議員とは、定款第７条に基づき置かれる者をいう。

（３）報酬等とは、社会福祉法第４５条の３４第１項第３号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金等であって、その名称の如何を問わない。

（４）費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第３条　この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

２　評議員には、定款第９条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

３　理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、次条に定める報酬等を支給する。

４　この法人の常勤役員を１０年以上にわたって務め、特に慰労のあった者に対しては、円満に任期を満了または辞任もしくは死亡により退任したときに、評議員会の議決によって退職慰労金を支給することができる。ただし、死亡により退任した者に支給するときは、その者の配偶者に、配偶者がないときは配偶者以外の法定相続人に支払うものとする。

（報酬等の額の決定）

第４条　この法人の全理事の報酬総額は、年間２００万円以内とする。

２　この法人の全監事の報酬総額は、年間３０万円以内とする。

３　理事に対する報酬は、別記１に定める額とする。

４　監事の報酬は、別記１に定める額とする。

５　評議員の報酬は、別記２に定める額とする。
６．第３条第４項の退職慰労金については、別記３に定める額

（費用弁償の支給）
第５条　この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
２　役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

（報酬等の支給日）
第６条　役員及び評議員の報酬等は　支払事由が発生した月に当該月の末日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、前日に支払うものとする。
２　退職慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職し、評議員会の議決を得た後２ヶ月以内に支給する。なお、本人の希望により分割で支給することができる。分割の期間、金額については理事会で定める。

（報酬等の支給方法）
第７条　報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
２　報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（公　表）
第８条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項第２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改　廃）
第９条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

（補　則）
第１０条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附　則

この規程は平成２９年　６月２２日(評議員会の議決日)から施行する。

令和元年　１０月２８日一部改正

令和５年　３月２３日一部改正

別記１　非常勤理事・監事の報酬

理事・監事：理事会･評議員会出席　　１人一律　１５，０００円

監事監査　　１人一律　１５，０００円

入札立会　　１人一律　１５，０００円

別記２　評議員の報酬

評議員会出席　　１人一律　１５，０００円

別記３　退職慰労金の額

常勤役員を務めた年数	金額
10 年以上 15 年未満	300,000 円×年数
15 年以上 20 年未満	500,000 円×年数
20 年以上	700,000 円×年数